

令和 6 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

◆提出期限 令和 6 年 1 月 31 日(水)

※期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、

令和 6 年 1 月 1 9 日（金）までの早期提出にご協力ください。

※資産に増減がない場合も必ず申告書をご提出ください。

固定資産税は、土地・家屋のほかにも、償却資産（土地や家屋以外の事業用の資産）にも課税されます。償却資産を所有する方は、地方税法第 3 8 3 条（固定資産の申告）の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在、今治市内に所有している償却資産について申告をしていただく義務があります。

◆提出書類

償却資産申告書・種類別明細書・（その他書類 ※必要な場合のみ）

◆申告書（控）について

申告書（控）に今治市役所の受付印が必要な場合は、提出時に申告書（控）をお持ちください。なお、郵送での申告書（控）の返送をご希望の方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。

＜注意＞切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は、返送できません。

◆提出先 ※本庁・各支所の窓口受付時間は 8:30～17:15（土日・祝日を除く）です。

・本庁 資産税課：0898-36-1511（直通）、FAX：0898-32-5211（代表）

・各支所 住民サービス課

朝 倉：0898-56-2500 玉 川：0898-55-2211 波 方：0898-41-7111 大 西：0898-53-3500

菊 間：0898-54-3450 吉 海：0897-84-2111 宮 窪：0897-86-2500 伯 方：0897-72-1500

上 浦：0897-87-3000 大三島：0897-82-0500 関 前：0897-88-2111

※ 郵送で提出される場合は、以下の住所に郵送をお願いします。

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
今治市役所 資産税課 償却資産係



資産税課HP(償却資産の税金について)から「申告の手引き」、「償却資産申告書」などの様式をダウンロードできます。また、よくあるご質問についてもまとめてあります。

<http://www.city.imabari.ehime.jp/sisanzei/shoukyaku/>

今治市 償却資産申告

検索



目 次

1	申告していただく方	1 ページ
2	申告書の書き方	1 ページ
	（記入例①）初めて申告される場合	8 ページ
	（記入例②）前年以前に申告されている場合	12 ページ
	（記入例③）今治市内に資産がなくなった場合	16 ページ
3	償却資産とは	2 ページ
4	申告の対象になる資産	3 ページ
5	申告の対象にならない資産	3 ページ
6	償却資産と家屋の区分	4 ページ
7	国税との主な違い	5 ページ
8	非課税・課税標準の特例について	5 ページ
9	評価額・税額の計算について	6 ページ
10	固定資産税の納付などについて	7 ページ

◆ 電子申告（eLTAx：エルタックス）について

地方税ポータルシステム（eLTAx）による電子申告もご利用できます。 詳しくは、eLTAxのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

エルタックス

検索



◆ マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告書提出の際、番号法に定める本人確認が必要となりますので、番号及び身元確認資料の提出をお願いします。代理人が提出する場合は、委任状、税務代理権限証書等のほかに代理人の身元確認資料も必要となります。また、**郵送される場合は本人確認資料（番号及び身元）の写しを添付してください。**なお、法人は法人番号の記載のみで確認資料の提出は不要です。

番号確認（写し）	「個人番号カード（裏）」「住民票（個人番号付き）」等
身元確認（写し） ①または②	①顔写真入証明書 1点 「個人番号カード（表）」「運転免許証」「パスポート」等 ②顔写真なしの書類 2点 「保険証」「年金手帳」等
代理権確認（原本）	「委任状」「税務代理権限証書」等 ・税理士に限り、税理士の氏名等が記載された申告書 等
代理人身元確認 （写し）	「代理人の個人番号カード（裏）」「税理士証票」「代理人の運転免許証」「社員証」等

※マイナンバーの記載がなかった場合や、本人確認資料の不備等により本人確認ができなかった場合も、申告書は有効なものとして受理します。

1. 申告していただく方

今治市内で事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、決算日、事業年度に関係なく毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告書が送られてきた方は、償却資産をお持ちでない場合も、その旨を申告書の備考欄に記入し、申告書を提出してください。

また、廃業・転出などのため今治市内に償却資産がなくなった場合も、その旨を申告書の備考欄に記入し、申告書を提出してください。

2. 申告書の書き方

提出書類：償却資産申告書・種類別明細書・その他書類（※必要な場合のみ）

《注意》前年から資産の異動がない方も申告が必要です。なお、申告書が提出されない場合は、前年以前の申告内容をもとに課税させていただきます。

	申告書の書き方例	償却資産申告書	種類別明細書
①	初めて申告される場合	記入例①-1 (P 8～P 9)	記入例①-2 (P10～P11)
②	前年以前に申告されている場合	記入例②-1 (P12～P13)	記入例②-2 (P14～P15)
③	今治市内に資産がなくなった場合	記入例③ (P16～P17)	— (提出の省略可)

※1 申告書及び種類別明細書は2部複写式（提出用・控用）です。

※2 今治市では、種類別明細書（減少資産用）は送付していません。資産の減少は種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。（記入方法P14～P15）

※3 非課税・課税標準の特例などの適用を受けるために必要な書類がある場合は、上記申告書に添付して提出してください。

※4 各様式（申告書等）は、ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.city.imabari.ehime.jp/sisanzei/shoukyaku/>

今治市 償却資産申告

検索



※5 今治市が送付する2部複写式の様式以外の申告書により申告する場合、次の2点にご注意ください。（今治市HP掲載の様式を使用している場合もご確認ください。）

①資産の増加、減少がある場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」とあわせて、「種類別明細書（減少資産用）」も提出してください。

②申告漏れの資産の追加、過去に申告した資産の取得年月・取得価額・耐用年数等の訂正を行う場合は、そのことがわかるように明記してください。

※6 企業電算処理方式による申告について

企業電算処理によって申告される方は、毎年度、所有している全資産について評価額・課税標準額を算出した上で、全資産を記載した種類別明細書を添付し、申告してください。

3. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

「事業用の資産」とは、所有者が自己の事業のために使用している資産だけでなく、事業として他人に貸付する資産も含まれます。

具体的には、法人や個人で会社や工場、商店などを経営している方や、駐車場やアパートを貸付している方が、その事業のために使用している構築物、機械及び装置、船舶、工具・器具及び備品などのことをいいます。

資産種類		主な償却資産の例	
1	構築物	構築物	門、塀、 <u>構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）</u> 、屋外排水溝、広告塔、庭園、緑化施設、岸壁、さん橋、ドック、土地に定着した土木設備など
		建物附属設備	1 建物の所有者が設置した設備 (1) 特定の業務のために使用する動力用電気設備、給排水設備、厨房設備や洗濯設備など (2) <u>受変電設備</u> (3) 建物から独立したネオンサイン・外灯などの諸設備 2 建物の所有者と異なる者（賃借人・テナント）が設置した内装、造作、その他の建築設備など ※賃借人が所有する資産として取り扱います。
2	機械及び装置	工作機械、印刷機械、食料品製造加工設備、繊維工業用設備、搬送設備（クレーン、コンベヤーなど）、土木建設機械（標識の分類番号 0、00～09 及び 000～099 などの大型特殊自動車など）、ガソリンスタンド設備、 <u>太陽光発電設備</u> 、機械式駐車設備、その他各種産業用機械及び装置など	
3	船舶	総トン数 500 トン未満の貨物船、油槽船、客船、漁船、はしけ、曳船、モーターボート、貸ボート、貸ヨット、その他の船舶	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車両及び運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車、台車 （大型特殊自動車でナンバープレートを取得しているものは、標識の分類番号 9、90～99 及び 900～999 のもの） ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。	
6	工具器具及び備品	測定工具、検査工具、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、陳列ケース、レジスター、テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫、パソコン・コピー機などの O A 機器、通信機器、カメラ、映写機、看板、金庫、厨房機器・用品、理容・美容機器、医療機器、貸衣裳、自動販売機など	

4. 申告の対象になる資産

令和6年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、以下の要件にあてはまる資産が申告の対象になります。

(1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

《注意》 次のような資産も申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後に取得された資産で、1月1日（賦課期日）までに固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、減価償却が可能な資産）
- ④ 償却済資産（減価償却を終えているが、事業の用に供することができる資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 福利厚生施設、社員研修施設
- ⑨ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されている資産及び他人に貸付している資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額が10万円（取得時期によっては20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱	固定資産税の取扱
個人	H11. 1. 1以降	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人	H10. 4. 1以降	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※中小企業者などが、租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の減価償却資産については、固定資産税の申告対象になります。

5. 申告の対象にならない資産

次の資産は、固定資産税の対象にならないため、申告の必要はありません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、営業権など）
- ③ 繰延資産
- ④ 少額資産など（上部記載の『4. 申告の対象になる資産(2)』の表を参照）

6. 償却資産と家屋の区分

以下の表の償却資産(◎)について、申告が必要です。家屋(○)については、申告不要です。

ただし、賃借人(テナント)等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになりますのでご注意ください。

下表は一般的な区分であり、この例示によらない場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分		
			自己所有		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事			◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎
		上記以外の設備		○	
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎
		上記以外の設備(配管、配線等)		○	
	LAN設備	設備一式			◎
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎	
	上記以外の設備(配管、配線等)		○		
テレビジョン 共同聴視設備	受像機(テレビ)			◎	
	上記以外の設備(アンテナ、配管等)		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	
		上記以外の設備	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器等)			◎
		中央式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)		○	
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	
	上記以外の設備		○		
消火設備	消火器、避難器具等			◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎	
		上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎
		上記以外の設備		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	
		エレベーター、エスカレーター等	○		
	厨房設備	事業用の設備一式(飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等)			◎
		上記以外の設備		○	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式(クリーニング店・ホテル・病院等)			◎
上記以外の設備(洗濯流し等)			○		
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	

7. 国税との主な違い

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却方法	定率法・定額法の選択制	一般の資産は定率法 （減価率は、「旧定率法」の減価率を適用）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
中小企業の 少額減価償却資産の特例	認められます	認められません
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却※①	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円	取得価額の5%
改良費	原則として区分評価	区分評価

※①増加償却の適用を受ける際には、税務署に提出した届出書の写しを申告書に添付してください。

8. 非課税・課税標準の特例について

以下に該当する資産をお持ちの方は、申請書・証明書類等の提出が必要な場合があります。詳細はお問い合わせください。

（1）非課税

地方税法（第348条、附則第14条）に規定する要件を満たす償却資産には、固定資産税は課税されません。

（2）課税標準の特例

地方税法（第349条の3、附則第15条、附則第64条）に規定する要件を満たす償却資産は、固定資産税が軽減されます。なお、特例は重複して適用されることはありません。

<課税標準の特例の一例>

先端設備等に係る特例

中小事業者等が策定し、認定された「先端設備等導入計画」に基づいて取得した先端設備等（事業用家屋、償却資産）の固定資産税について、当該設備に係る税額が軽減されます。提出書類は、裏表紙をご確認ください。

※先端設備等導入計画の申請等については「今治市 産業振興課」のホームページ（<http://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/seisansei/>）をご参照ください。

今治市 先端設備

検索



9. 評価額・税額の計算について

(1) 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得時期、取得価額および耐用年数をもとに、資産ごとに以下のとおり計算します。ただし、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額となります。

なお、耐用年数が改正された資産の場合、前年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価率を乗じて算出します。取得年まで遡って再計算するものではありません。

<計算式> r … 耐用年数に応ずる減価率

(A) 前年中に取得した資産

$$\frac{\text{取得価額}}{\text{※ア}} \times \frac{(1-r/2)}{\text{※イ}}$$

※ア… 償却資産を取得するために通常支出すべき金額のこと

(B) 前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times \frac{(1-r)}{\text{※ウ}}$$

※イ… 減価残存率 (前年中に取得したもの)

※ウ… 減価残存率 (前年前に取得したもの)

前年中 = 令和5年1月2日 ~ 令和6年1月1日
前年前 = ~ 令和5年1月1日

減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 ※イ $1-r/2$	前年前取得 ※ウ $1-r$			前年中取得 ※イ $1-r/2$	前年前取得 ※ウ $1-r$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

<計算例>

取得年月：令和5年2月、取得価額：450,000円、耐用年数：5年の資産の場合

・令和6年度 = 450,000円 × 0.815 = 366,750円

・令和7年度 = 366,750円 × 0.631 = 231,419円

⋮ (途中省略)

・令和12年度 = 36,686円 × 0.631 = 23,148円

・令和13年度 = 23,148円 × 0.631 = 14,606円 ⇒ 22,500円

※取得価額の5%(22,500円) > 14,606円のため、令和13年度以降の評価額は22,500円

(2) 税額の計算方法

<計算式>

課税標準額※(1,000円未満切捨) × 税率(1.4%) = 税額

※ 課税標準額とは、今治市内に所在する償却資産の評価額(決定価格)の合計です。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、当該資産の評価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算定します。

(3) 免税点

償却資産の課税標準額が計150万円未満の場合、償却資産に固定資産税は課税されません。

＜注意＞課税標準額が免税点未満の場合も、申告が必要です。

10. 固定資産税の納付などについて

(1) 納税通知書の送付

4月上旬に、土地・家屋・償却資産を合わせた固定資産税の納税通知書を郵送させていただきます。なお、**償却資産の課税明細書は添付していません。**内容の確認等で必要のある方は、固定資産税課税台帳の写し(名寄帳の写し)をご請求ください。下の(3)にあるように、縦覧期間中は無料で交付しています。

(2) 納期

今治市では、固定資産税を4月、7月、12月、翌年2月の4回の納期に分けて納めていただきます。(一括で納めていただくことも可能です。)

(3) 償却資産の課税明細の閲覧

固定資産の縦覧期間中(4月1日から第1期の納期限まで)であれば、償却資産の課税明細が閲覧(固定資産税課税台帳の写しを無料で交付しています。)できます。閲覧に際して持参していただくものは以下のとおりです。郵送による請求も可能です。(上記期間外の交付は、手数料が300円かかります。)

<持参物>

- ・申請者の本人確認書類(免許証など)
- ・代理人の場合は、納税義務者(法人の場合は、代表者)の委任状

＜注意＞郵送による請求の場合は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。

(4) 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査などに伴い、修正申告などをお願いすることになった場合は、資産の取得時期に応じて過年度に遡及することがありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 不申告又は虚偽の申告を行った場合

正当な理由がなく申告を行わなかった場合、又は申告の内容に虚偽があった場合は、地方税法(第385条・第386条)の規定により罰せられることがあります。

記入例①-1 【初めて申告される場合】

- ◎該当資産がない場合も、提出が必要です。
- ◎その他申告に必要な事項があれば、“18 備考”の余白部分に記入してください。
- ◎電算処理により申告を行う場合は **必ず** 課税標準額の計算を行ってください。
- ◎この例では、わかりやすいように記入を赤書きしていますが、濃色（黒など）であればかまいません。

所有者の郵便番号・住所を記入してください。
ビル・マンション名、フロア・部屋番号なども必ず記入してください。

賦課期日（1月1日）時点の所有者の氏名を記入してください。（押印不要）
屋号があれば記入してください。

〈前年前に取得したもの〉
令和4年以前（～R5.1.1）に取得した資産がある場合に、取得価額を種類別で記入してください。

〈前年中に取得したもの〉
令和5年中（R5.1.2～R6.1.1）に取得した資産の取得価額を種類別で記入してください。

令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年度

（宛先）今治市長 **償却資産申告書（償却資産課税台帳）**

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
4 事業種別	衣料・食品等小売業	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
5 事業開始年月	令和5年7月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
6 この申告に該当する者の係及び氏名	● 経理課 瀬戸 花子 （電話 0898 - 36 - 1511）	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
7 税理士等の氏名	今治税理士事務所 伊予灘 今夫 （電話 0898 - 12 - 3456）	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・ <input checked="" type="radio"/> 定額法
		14 青色申告	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	9,700,000		9,700,000	9,700,000
2 機械及び装置			20,250,000	20,250,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品			5,450,000	5,450,000
7 合計			35,400,000	35,400,000

資産の種類	評価額 (注)	決定価格 (注)	課税標準額 (注)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 今治市内における事業所等資産の所在地

① 別宮町1丁目4番地1〇〇〇ビル2F

② 旭町9丁目9番地9

③

16 借入資産 (有・無)

貸主の名称等 (株)しまなみリース

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 決算期 6 月 月

該当項目にチェックしてください。

① 資産内容 : 資産増減あり 資産増減なし 該当資産なし

② 廃業・移転等 : 廃業・解散 移転(年 月 日)

③ 添付書類 : あり(書類名 先端設備等に係る認定書類等) なし

この申告内容について説明できる方の部署・氏名・電話番号を記入してください。

担当の税理士等がいる場合に記入してください。

今治市内の事業所など、資産の所在地を記入してください。
複数ある場合は、すべての所在地を記入してください。

借用資産がある場合に、貸主の名称などを記入してください。

決算期を記入してください。
年2回の場合は、両方の月を記入してください。

① 資産内容
新たに申告する資産がある場合は「資産増減あり」に、該当資産がない場合は「該当なし」にしてください。

③ 添付書類
種類別明細書のほかに添付書類がある場合は「あり」にをし、書類名を記入してください。

記入の必要はありません。
ただし、企業電算処理方式の場合は必ず記入してください。

記入例①-2【初めて申告される場合】

◎電算処理により申告を行う場合は必ず課税標準額の計算を行ってください。

◎この例では、わかりやすいように記入を赤書きしていますが、濃色（黒など）であればかまいません。

資産の取得のために要した費用を記入してください。

〈異動コード〉
新規申告の場合は【2】を記入してください。

〈資産の種類〉
構築物は【1】
機械及び装置は【2】
船舶は【3】
航空機は【4】
車両及び運搬具は【5】
工具、器具及び備品は【6】
を記入してください。

資産の名称及び規格・品番などを記入してください。

太陽光発電設備については、資産の設置場所等も記入してください。

資産の数量を記入してください。

取得年月を記入してください。
1月1日取得の資産につきましては、取得年月日を前年12月と記載してください。

所有者コード		令和6年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち				
												今治資産商事 株式会社		1 枚				
行番号	異動コード	資産コード (資産番号)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	価額	特例率	課税標準額	増加事由	減少事由	摘要
					年号	年	月	十億	百万	千	円							
01	21		広告塔 (小泉)	1	R	5	3	1	200	000	20			1				
02	21		駐車場 (アスファルト舗装)	1	R	5	7	2	000	000	10			1				
03	21		駐車場等外灯	1	R	5	7	3	500	000	10			1				
04	21		受変電設備	1	R	5	7	3	000	000	15			1				
05	22		太陽光発電設備一式 (別宮町〇-〇、48kw)	1	R	5	7	15	000	000	17			1				
06	22		コンプレッサー	1	R	5	7	1	500	000	5			3			松山支店より	
07	22		天井クレーン	1	R	5	7		750	000	6			1				
08	22		タオル織機	1	R	5	7	3	000	000	7			1			先端設備等 (特例) 添付書類有	
09	26		空調機器 (冷暖房)	3	R	5	7		600	000	4			1				
10	26		パソコン (PC0001)	3	R	5	7		450	000	5			1				
11	26		プリンタ (MK999)	1	R	5	7	1	800	000	6			1				
12	26		放送用設備	2	R	5	7		500	000	3			1				
13	26		レジ (QP0023) (中古)	7	R	5	7	2	100	000	2			2			中古取得	
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

電算処理による申告以外は、記入不要です。

明細書の枚数を記入してください。

新規取得の場合は【1】
中古品取得の場合は【2】
移動による受入れ (今治市外からの移動) をした場合は【3】
その他の理由で取得した場合は【4】
を記入してください。

資産の耐用年数 (耐用年数省令) を記入してください。

課税標準の特例の適用を受ける資産は、適用条項を記入してください。(添付書類が必要)
添付書類がある場合は、その旨を記入してください。

その他の理由で資産を取得した場合は、その理由などを記入してください。

その他、申告に必要な事項を記入してください。

記入例②-1 【前年以前に申告されている場合】

- ◎印字されている事項は、前年以前の申告内容です。修正（変更）がある場合は該当部分を二重線で消し余白部分に修正（変更）後の内容を記入してください。
- ◎資産に増減がない場合も提出が必要です。なお、申告書が提出されない場合は、前年の申告内容をもとに課税させていただきます。
- ◎電算処理により申告を行う場合は 必ず 課税標準額の計算を行ってください。
- ◎この例では、わかりやすいように記入を赤書きしていますが、濃色（黒など）であればかまいません。
- ◎その他申告に必要な事項があれば、“18 備考”の余白部分に記入してください。

所有者の郵便番号・住所を記入してください。
ビル・マンション名、フロア・部屋番号なども必ず記入してください。

賦課期日（1月1日）時点の所有者の氏名を記入してください。（押印不要）
屋号があれば記入してください。

〈前年以前に取得したもの〉
変更がある場合は修正してください。（既に表示している額は、前年以前の申告額です。）

〈前年中に減少したもの〉
令和5年中（R5.1.2～R6.1.1）に減少した資産の取得価額を種類別で記入してください。

〈前年中に取得したもの〉
令和5年中（R5.1.2～R6.1.1）に取得した資産の取得価額を種類別で記入してください。

令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年度

（宛先）今治市長 **償却資産申告書（償却資産課税台帳）**

住所	790-0000 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 〇〇〇ビル2F	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	8 短縮耐用年数の承認	有・無
所有者	今治資産商事 株式会社 代表取締役 今治 太郎 (屋号 イマバリスーパー)	この申告に 応答する 者の係 及び氏名	業種 目録 の金額 (90)	9 増加償却の届出	有・無
業種	衣料・食品等小売業	7 税理士 等の氏 名	事業開 始年月 平成 10 年 7 月	10 非課税該当資産	有・無
業種コード	0 2 0 1 2 3 4 5 6 7	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記帳	13 税務会計上の償却方法	有・無
業種コード		14 青色申告	15 今治市内に おける事業所 等資産の所在地	16 借入資産 (有・無)	有・無
業種コード		17 事業所用家屋の所有区分	18 備考(添付書類等) 該当項目にチェックしてください。	18 備考(添付書類等)	有・無

資産の種類	取得価額			
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3,200,000		2,000,000	5,200,000
2 機械及び装置	6,500,000	2,000,000	18,000,000	22,500,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	12,700,000	1,150,000	4,220,000	15,770,000
7 合計	22,400,000	3,150,000	24,220,000	43,470,000

資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入の必要はありません。
ただし、企業電算処理方式の場合は必ず記入してください。

①資産内容
新たに申告する資産がある場合は「資産増減あり」に、該当資産がない場合は「該当なし」に☑してください。

②廃業・移転等
廃業等によって事業をやめた場合は「廃業・解散」に、今治市外に転出した場合は「移転」に☑し、年月日を記入してください。

③添付書類
種類別明細書のほかに添付書類がある場合は「あり」に☑し、書類名を記入してください。

◆法人の合併、個人の相続等について
法人の合併・分割、個人の死亡などによって、前年から資産の所有者が変更になった場合は、備考欄に旧所有者名、変更があった年月日・理由などを記入してください。

例) 法人の合併の場合
旧所有者 今治償却商店(株)
年月日 令和5年4月1日
理由 今治償却商店(株)を合併し資産承継

例) 個人の相続の場合
旧所有者 今治 次郎
年月日 令和5年10月1日
理由 今治次郎の死亡により相続

第二十六号様式 (提出用)

記入例②-2 【前年以前に申告されている場合】

◎この例では、わかりやすいように記入を赤書きしていますが、濃色（黒など）であればかまいません。

◎電算処理により申告を行う場合は **必ず** 課税標準額の計算を行ってください。

《注意》今治市が送付する2部複写式の様式**以外**のものを使用して申告する場合

①資産の増減がある場合は、「種類別明細書（増加資産用・減少資産用）」の提出など、増減内容をわかる状態で提出してください。

②申告漏れの資産の追加や過去に申告した資産の内容を訂正する場合、そのことがわかるように明記してください。

〈異動コード〉
削除は【1】
新規（増加）は【2】
修正は【3】
資産減少は【4】
を記入してください。

〈資産の種類〉
構築物は【1】
機械及び装置は【2】
船舶は【3】
航空機は【4】
車両及び運搬具は【5】
工具、器具及び備品は【6】
を記入してください。

資産の内容（種類・名称等）に修正がある場合、修正を行い、摘要欄に修正内容を記入してください。
(例：04行)

資産の数量に減少がある場合、数量・取得価額の修正を行い、摘要欄に減少内容を記入してください。
(例：08行)

資産が減少（滅失・売却など）した場合は、該当する資産の行を二重線で消してください。(例：09～10行)

資産が増加した場合は、記入してください。(例：14～19行)

太陽光発電設備については、資産の設置場所等も記入してください。

所有者コード		種類別明細書										所有者名		枚のうち						
令和6年度		(増加資産・全資産用)										今治資産商事株式会社		1						
行番号	異動コード	資産の種類	資産コード (資産番号)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	価額	特例率 分子/分母	課税標準額	増加事由	減少事由	減少区分	摘要
						年号	年	月	十億	百万	千	円								
01	1	02000100		広告塔(小泉)	1	H	10	3	1	200	000	20								
02	1	02000200		駐車場(アスファルト舗装)	1	H	10	7	2	000	000	10								
03	2	02000100		機械式駐車設備	1	H	10	7	3	500	000	10								
04	3	2	02000200	駐車場設備 外灯	1	H	10	7	2	000	000	10								種類、名称修正
05	2	02000300		電光文字設備	1	H	10	7	1	000	000	17								
06	6	02000300		空調機器(冷暖房)	1	H	10	7	5	000	000	6								
07	6	02000200		陳列ケース(冷凍・冷蔵)	15	H	10	7	1	500	000	5								
08	4	6	02000100	陳列たな	15 13	H	10	7	750 650	000 000	6					2	2	2個(100,000円)		
09	4	6	02000400	パソコン(PC0001)	3	H	10	7	600	000	4					2	1	処分(R5/10)		
10	4	6	02000500	プリンタ(MK999)	3	H	10	7	450	000	5					2	1	処分(R5/10)		
11	6	02000600		放送用設備	1	H	15	7	1	800	000	6								
12	6	02000700		看板	2	H	17	7		500	000	3								
13	6	02000800		レジ(QP0023)	7	H	20	7	2	100	000	5								
14	2	2		太陽光発電設備一式(別宮町O-O、48kw)	1	R	5	3	15	000	000	17					1			
15	2	2		タオル織機	1	R	5	4	3	000	000	7					1		先端設備等(特例) 添付書類有	
16	2	6		テレビ(100インチ)AAE-100	1	R	5	7	1	200	000	5					1			
17	2	6		パソコン(QPM0077)	4	R	5	7	880	000	4						1			
18	2	6		カラープリンタ(PP-777)	2	R	5	10	640	000	5						1			
19	2	6		応接セット(客用)	1	R	5	10	1	500	000	5					1			
20																				

第二十六号様式別表一
(提出用)

電算処理による申告以外は、記入不要です。

増加事由
1:新規取得 2:中古品取得 3:移動 4:その他

減少事由
1:売却 3:移動

減少区分
1:全部 2:一部

課税標準の特例の適用を受ける資産は、適用条項を記入してください。(添付書類が必要)

添付書類がある場合は、その旨を記入してください。

その他の理由で資産を取得した場合は、その理由などを記入してください。

その他、申告に必要な事項を記入してください。

記入例③【今治市内に資産がなくなった場合】

◎廃業・解散又は移転などによって今治市内に資産がなくなった場合は、必ずすべての資産が減少した旨の申告を行ってください。申告がない場合、前年の申告内容で課税されることがあります。

◎事業を廃止（廃業・解散・閉店）し、所有するすべての資産がなくなった場合は、種類別明細書の添付は必要ありません。

◎移転などによって、今治市内に所有する資産がなくなった場合は、種類別明細書に減少事由、移転先などを記入し、提出してください。

◎この例では、わかりやすいように記入を赤書きしていますが、濃色（黒など）であればかまいません。

所有者の郵便番号・住所を記入してください。
ビル・マンション名、フロア・部屋番号なども必ず記入してください。

賦課期日（1月1日）時点の所有者の氏名を記入してください。（押印不要）
屋号があれば記入してください。

前年以前に申告していた資産の取得価額を、種類別に記載しています。

令和5年中（R5.1.2～R6.1.1）に減少（売却・滅失・他市への異動等）した資産の取得価額を種類別で記入してください。
※全資産減少の場合も記入をお願いします。

取得価額の合計（全資産減少の場合は“0”）を記入してください。

令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年度

愛媛県今治市長 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

住所	790-0000 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1	個人番号又は法人番号	567890123456	短縮耐用年数の承認	有・無	業種コード	999999
氏名	今治 太郎	この申告に回答する者の係及び氏名	今治 花子 (電話 0898 - 36 - 1511)	増加償却の届出	有・無	業種コード	999999
住所	伊マバリ車体	税理士等の氏名	今治税理士事務所 伊予灘 今夫 (電話 0898 - 12 - 3456)	非課税該当資産	有・無	業種コード	999999
資産の種類	取得価額	15 今治市内における事業所等資産の所在地	① 別宮町1丁目4番地1	課税標準の特例	有・無	業種コード	999999
1 構築物	600:000	16 借入資産	株しまなみリース	特別償却又は圧縮記帳	有・無	業種コード	999999
2 機械及び装置	2:000:000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	青色申告	有・無	業種コード	999999
3 船舶		18 備考(添付書類等)	決算期 6 月 月	① 資産内容	<input checked="" type="checkbox"/> 資産増減あり	業種コード	999999
4 航空機				② 廃業・移転等	<input checked="" type="checkbox"/> 廃業・解散	業種コード	999999
5 車両及び運搬具				③ 添付書類	<input type="checkbox"/> あり(書類名)	業種コード	999999
6 工具、器具及び備品	5:000:000					業種コード	999999
7 合計	7:600:000					業種コード	999999

記入の必要はありません。

新所有者になられた方は、資産の申告をしていただく必要があります。

①資産内容
「資産増減あり」にしてください。

②廃業・移転等
廃業等によって事業をやめた場合は「廃業・解散」に、今治市外に転出した場合は「移転」にし、年月日を記入してください。

③添付書類
種類別明細書のほかに添付書類がある場合は「あり」にし、書類名を記入してください。

◆法人の合併、
個人の相続等について
法人の合併・分割、個人の死亡などによって、前年に所有していたすべての資産がなくなった場合、すべての資産が減少した旨の申告を行ってください。また、備考欄に新所有者名、資産が減少した年月日・理由等を記入してください。

例) 法人の合併の場合
新所有者 今治資産商事(株)
年月日 令和5年4月1日
理由 今治資産商事(株)に合併し解散、今治資産商事(株)が資産承継

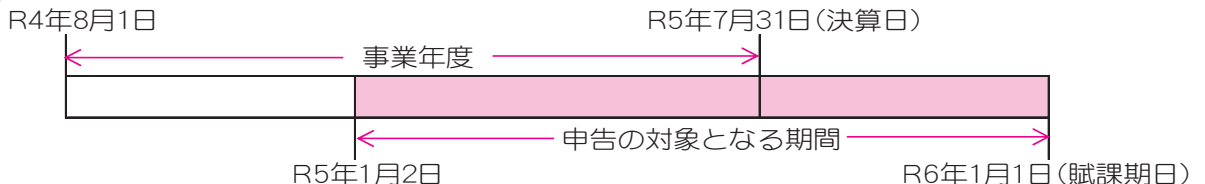
例) 個人の相続の場合
新所有者 今治 次郎
年月日 令和5年10月1日
理由 今治太郎の死亡により今治次郎が相続

※その他申告に必要な事項があれば、余白部分に記入してください。

👉 提出内容に漏れはありませんか？

- 資産の内容に変更がある場合は明細書を添付していますか？
- 申告書の控え（受付印の押印をしたもの）の返送をご希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）の提出が必要な方は、取得年月日や耐用年数等の記載はされていますか？
- 申告の対象期間に誤りはございませんか？
決算日にかかわらず、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの期間が申告対象です。

<例>



- 軽減措置、特例措置の対象資産をお持ちの場合に必要な添付書類に漏れはありませんか？

《先端設備等に係る特例 添付書類》

※ 初年度に提出した資産については2年目以降の提出は不要です。

●令和5年3月31日取得分までの資産（先端設備導入計画を令和5年3月までに申請）

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）
- 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- 工業会証明書の写し
- 【認定後に工業会証明書を取得した場合のみ】先端設備等に係る誓約書（産業振興課受付印押印済み）の写し

●令和5年4月1日以降に取得した資産（先端設備導入計画を令和5年4月以降に申請）

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）
- 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- 先端設備導入計画に関する確認書の写し（認定経営革新等支援機関確認書）
- 【賃上げ表明をした場合のみ】従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

●リース会社が申請する場合は、上記の書類に加え、以下の2点の追加提出が必要です。

- ①リース契約書の写し
- ②リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

👉 その他よくあるご質問について

資産税課HP（償却資産の税金について）よりご覧ください。（サイト最下部に掲載）

<http://www.city.imabari.ehime.jp/sisanzei/shoukyaku/>

今治市 償却資産申告

検索

